

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

樺戸郡浦臼町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 浦臼町地域

(1) 現況

本地域は、石狩川沿いから樺戸連山にかけて比較的穏やかな丘陵地帯に拓けており、先人たちが開墾した地味肥沃で広大な農地を活用し、稲作を主体とした純農村地帯として発展してきた。

農業の経営形態は、水稻の生産に転作田を活用した麦・大豆・そば等の畑作、メロン・ミニトマト・花卉等の施設園芸、又は肉用牛生産等の畜産を組み合わせた複合経営が中心となっている。

稲作を主体とし、北海道稲作の中核地帯を形成する道央地域の一部である本地域においては、国が進める水田農業・米政策等の大転換期を迎えている中にあっても、消費者の健康志向や食品の安全性に対する関心の高まり、実需者のニーズに的確に対応した安心・安全で良質な農産物の生産と市場への安定供給が求められている。

また、本地域では、経営規模の拡大や担い手に対する農地の集積が一定程度進んでいる一方、農業情勢の厳しさも相まって、農家数の減少や農業者の高齢化、新たな担い手の不足、これに伴う耕作放棄地発生への懸念など、課題が山積しており、農用地の他、用排水路等のかんがい施設、農道等の保全管理活動に要する担い手農家の負担軽減を図る必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者のみに限らず、地域住民の参画のもと関係機関と連携し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進すると共に、併せて、中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するための支援を通じて農業の有する多面的機能を確保するため、同項第2号に掲げる事業も同様に推進することとする。

また、国民全体の環境に対する関心の高まりに伴い、農業者の組織する団体による同項第3号に掲げる事業も同時に推進し、農業生産活動における環境負荷の軽減に配慮した生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、もって、多面的機能の発揮の促進を図るものとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域全域	法第3条第3項第1項に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を促進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 法第3条第3項第2号事業に掲げる事業

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連坦部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連坦している農地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準をみたしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

促進計画の区域全域

(過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域：平成12年4月1日指定)

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地については、田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満の全てを交付金の対象とする。

(2) 対象者

対象者は、集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

- 1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組合、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象とする。農業委員会等は協定が円滑に締結されるよう、必要に応じて農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。
- 2) 農業従事者一人当たりの所得が北海道の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない。（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象としない。）ただし、当該農業者が水路、農道等の管理や集落内の取りまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。
- 3) 認定農業者に準ずる者とは、今後地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。

(3) その他必要な事項

1) 土地改良通年施行に係る事業の概要

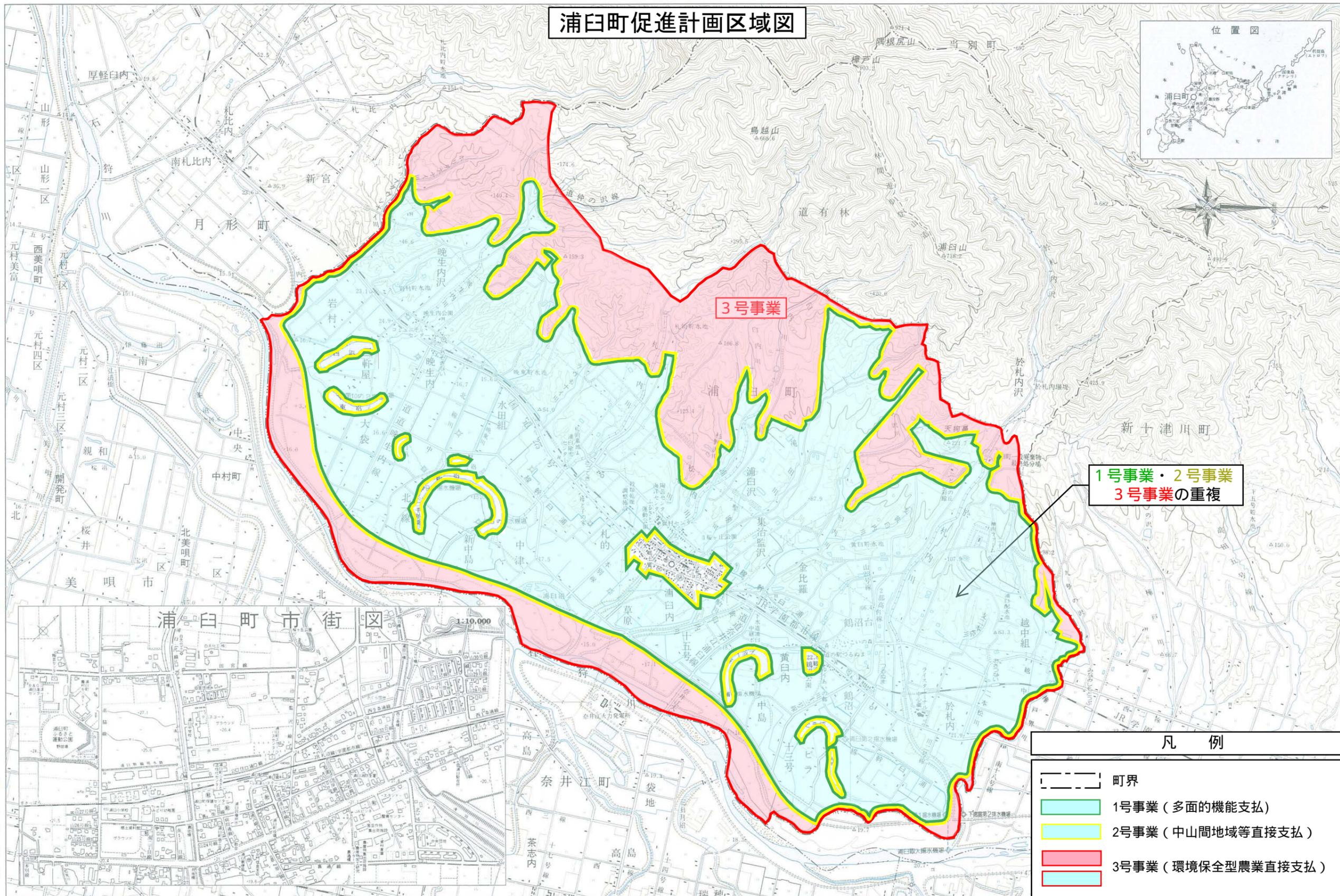
事業名	地区名	主要工事概要	予定工期	集落名
農業競争力強化基盤整備事業 (道営農地整備事業 (経営体育成型))	晩生内	区画整理 198.0ha 用排水施設 13,604m	H27～R3	浦臼

浦臼町全図

1:50,000

この地図は国土院院長の承認を得て同院発行の五万分の一地形図を複製したものである。(承認番号)平19道複第16号

浦臼町促進計画区域図



1号事業・2号事業
3号事業の重複

凡例	
	町界
	1号事業 (多面的機能支払)
	2号事業 (中山間地域等直接支払)
	3号事業 (環境保全型農業直接支払)

1:50,000
0 1000 2000 3000

浦臼町役場